

1. 議事日程（第17日目）

日程第 1 総務常任委員長報告

1. 議案第48号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）
2. 議案第51号 平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算（第1号）
3. 議案第53号 天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更について
4. 陳情第12号 地元4行政区（前平、小平、貝場、小瀬戸）への産交バス乗り入れ運行についての陳情書
5. 陳情第13号 松島分署の「松島救急分遣所」計画の撤回を求める要望書について

日程第 2 経済建設常任委員長報告

1. 議案第43号 上天草市企業立地促進及び雇用促進条例の制定について
2. 議案第44号 上天草市企業立地促進及び雇用促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定について
3. 議案第45号 上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定について
4. 議案第48号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）
5. 議案第52号 平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）
6. 陳情第14号 温泉送湯管の改修に伴う補助金拠出に関する陳情書

日程第 3 文教厚生常任委員長報告

1. 議案第46号 上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
2. 議案第47号 上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について
3. 議案第48号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第2号）（所管部門）
4. 議案第49号 平成21年度上天草市国民健康保険特別会計（事業勘定）補正予算（第1号）
5. 議案第50号 平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算（第1号）
6. 請願第 1号 学校規模適正化（樋合小学校統合再考）に関する請願書
7. 陳情第 8号 阿村保育園の一、二年間の存続維持を求める陳情書

日程第 4 議案第48号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

日程第 5 議案第54号 上天草市長の給与の特例に関する条例の制定について

日程第 6 同意第 2号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

- 日程第 7 諮問第 1 号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて
日程第 8 委員会の閉会中の継続審査及び調査について
-

2. 本日の出席議員は次のとおりである。(21名)

議長 堀江 隆臣
1 番 平田 晶子 2 番 何川 雅彦 3 番 田中 辰夫
4 番 須崎 光枝 5 番 宮下 昌子 6 番 西本 輝幸
7 番 高橋 健 8 番 小西 涼司 9 番 島田 光久
10 番 川口 望 11 番 田中 万里 13 番 北垣 潮
14 番 園田 一博 15 番 窪田 進市 16 番 津留 和子
17 番 桑原 千知 18 番 渡辺 勝也 19 番 田中 勝毅
20 番 猪塚 安親 21 番 新宅 靖司

3. 本日の欠席議員は次のとおりである。(1名)

12 番 山口 安彦

4. 会議事件説明のため出席した者の職・氏名

市 長	川端 祐樹	教 育 長	鬼塚 宗徳
総務企画部長	永森 良一	市民生活部長	村田 一安
建設部長	永森 文彦	教 育 部 長	鬼塚 憲雄
健康福祉部長	松浦 省一	経 済 振 興 部 長	佐伯 秀昭
会計管理者	池田 昇	上天草総合病院事務長	松本 精史
水道局長	鋤田 成朗	総 務 課 長	杉田 良一
財政課長	森内 孝生		

5. 職務のため出席した者の職・氏名

議会事務局長	村枝 誠二	局 長 補 佐	野崎 秀満
参 事	大石智奈美		

開議 午前10時00分

議長（堀江 隆臣君） おはようございます。出席議員が定足数に達しておりますので、これより会議を開きます。

審議に入ります前に、先ほど議会運営委員会が開催されましたので、議会運営副委員長の報告を求めます。

議会運営副委員長。

議会運営副委員長（西本 輝幸君） おはようございます。

本会議に先立ち議会運営委員会を開催いたしましたので、その結果について御報告申し上げます。

検討事項は3件の追加議案の取り扱いで、追加議案の内容は、市長提案の条例1件、人事案件の2件の合計3件の追加議案でありました。

この3件の追加議案につきまして、事務局長から提案理由の説明を受け、委員会で慎重に審議いたしました結果、全員異議なく本会議へ上程することに決定いたしました。また、審議の方法について検討しました結果、この3件の議案については、委員会の付託を省略し、本日の本会議で審議、採決することに決定いたしましたので、よろしく御賛同賜りますようお願い申し上げ、副委員長報告を終わります。

議長（堀江 隆臣君） ただいまの副委員長報告どおり決定したいと思います。御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、議会運営副委員長報告のとおり決定いたしました。

なお、本日の議事日程はお手元に配付してあるとおりでございます。

日程第1 総務常任委員長報告

議長（堀江 隆臣君） 日程第1、総務常任委員長報告。

先日の本会議におきまして総務常任委員会に付託いたしました議案第51号、平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号外4件を議題といたします。

総務常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

総務常任委員長。

総務常任委員長（桑原 千知君） 皆さんおはようございます。総務常任委員会委員長報告をただいまより行います。

さきの本会議において総務常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月22日に委員会を開き、議案審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告いたします。

まず、議案第48号、平成21年度上天草市一般会計補正予算第2号の所管部門についてでございますが、本件については本会議でも質疑があり、執行部から詳細な答弁がありましたとおり

でございます。委員会では、委員から自家用電気工作物保安管理業務委託料について質疑があり、執行部から、この委託料は龍ヶ岳統括支所の電気保安協会に対する電気保安管理の委託料であるが、本年度より監理課で一括管理することとなったため、減額補正をしているという答弁でありました。

また、委員から、消防費の退団者功労金についても質疑があり、執行部から退団者功労金は20年以上勤務された方に20万円、1年増すごとに1万円を加算して支払っているが、4月に退団者の人数が確定し、当初25名分を予定していたが、退団者が17名であったため減額が生じたという答弁でありました。

以上が、平成21年度上天草市一般会計補正予算第2号の所管部門の質疑内容でありましたが、その他の補正内容等も慎重に審査いたしました結果、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました次第でございます。

次に、議案第51号、平成21年度上天草市斎場特別会計補正予算第1号についてでございますが、本件につきましては、業務用掃除機及び扇風機の購入のため需用費から備品購入費への予算の組み替えということでありました。なお、数名の委員からの要望として待合室を含め斎場施設の老朽化が進んでいるので早急に改修をしてほしいこと、また契約職員の待遇面や教育の改善などについても、さまざまな意見が要望としてありました。このさまざまな要望は、人間だれしも最後にはここに行く、特に上天草市民はもちろんでございますけれども、県外からも、ふるさとでという思いがある中、2時間余り本当に厳粛な中で過ごすわけでございますので、職員の教育はもちろんでございますけれども、そういった環境をぜひ整備していただきたいという意見が幾つもありましたので、この要望に対しては、全員が同じような気持ちで審議をしたわけでございます。以上のような要望事項を踏まえ、委員会では慎重に審査いたしました結果、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第53号、天草広域連合の処理する事務の変更及び規約の一部変更についてでございますが、本件につきましては、広域行政圏計画策定要綱の廃止に伴い、天草広域連合の処理する事務から広域市町村計画に関する事務を削除するものでありましたので、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第12号、地元4行政区、前平、小平、貝場、小瀬戸への産交バス乗り入れ運行についての陳情書についてでございますが、委員からは、この地区から病院へ通院することは大変不便だと聞いている。現在運行しているSUNまりんバスでは、この地区の道幅が狭く乗り入れることができないのなら、乗り合いタクシーなどを検討していくべきではないか。また、各区長より、どのような方法が最も望ましいのか調査をするための時間をいただけないかとの声が出ているという意見がありました。

執行部からは、現在、大矢野地区のSUNまりんバス運行の赤字負担額は3,000万円以上となっている。路線バス運行費を抑制する観点からも、乗り合いタクシー等の代替手段についても検討することが必要だと考えている。また、大矢野地区を含め、現在はまだ運行していない地区も

合わせて上天草市全体のバランスを考慮した上で、バス路線の再編を検討する必要があるのではないかと考えているという答弁でございました。

このような質疑を経まして、この陳情につきましては、慎重に審査をした結果、今後もまだ調査を要するため継続審査すべきものと決定いたしました。

次に、陳情第13号、松島分署の松島救急分遣所計画の撤回を求める要望書についてでございますが、まず広域連合議会へ出席した委員から現在の状況について詳しく説明を受けました。

松島救急分遣所へ移行する計画については、天草広域連合議会の議長から見直しをするということが言われている。広域連合議会の他の議員からは、既に決定している事項について見直しをするということは議会軽視になるのではないかという意見もあったが、議長からは分遣所へ移行することを決定した時点では、消防署から火災が発生した場所まで20分以内で到着できる範囲であるということで、分遣所へ移行することを決定していた。しかし、その計画決定後に五号橋付近で火災が発生したが、大矢野分署より25分以上かかって到着したということだった。また、土日やお盆などの混雑する時期のことを考慮していなかったため、この事項については見直しをするということでありました。

このような説明を受けまして、委員からは、財政状況が悪化してきているため、このような計画が立てられた。市より国に対して交付金の見直し等の要望をすべきではないかという質疑がありました。執行部からは、人口が減少してきているため、今後、普通交付税はますます減額されることになり、そういう状況の中で松島分遣所へ移行する計画が立てられた。今回のことを受け、広域連合では5月14日に検討委員会を立ち上げている。今後は、関係地域で住民説明会を十分行い、そこで出た意見を検討委員会に提案し、正副連合長へ説明をしていくという答弁でありました。

ほかに今後広域連合議会で重要案件があった場合、全員協議会などを開催し、協議をしていただくようお願いしたいという意見もありました。

以上のような質疑を経まして、この陳情につきましては、慎重に審査しました結果、採択すべきものと決定いたしました。

以上が委員会で審査した主な内容でありますので、よろしく御審議いただき御賛同くださいますようお願い申し上げます。

なお、総務常任委員会といたしましては、閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げます、委員長報告を終わります。よろしくお願いたします。

議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、議案第48号、平成21年度上天草市一般会計補正予算第2号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 討論がなければ、これにて討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第51号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第53号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第12号を採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査でございます。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第13号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択でございます。委員長報告のとおり採択とすることに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀江 隆臣君） 起立多数でございます。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

日程第2 経済建設常任委員長報告

議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第2、経済建設常任委員長報告を行います。

先日の本会議におきまして経済建設常任委員会に付託いたしました、議案第43号、上天草市企業立地促進及び雇用促進条例の制定について外5件を議題といたします。

経済建設常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

経済建設常任委員長。

経済建設常任委員長（窪田 進市君） おはようございます。続きまして、委員会報告をいたします。よろしくお願ひ申し上げます。

さきの本会議におきまして、経済建設常任委員会に付託を受けました案件について、去る6月19日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並びに結果について御報告をいたします。

まず、議案第43号、上天草市企業立地促進及び雇用促進条例の制定についてであります。本件につきましては、まず、委員から農業法人はこの条例の適用を受けられないということであるが、企業誘致の面や雇用全体から考えた場合には、やはり農業法人というのは適用対象に入れるべきではないかとの質疑がありました。担当部長からは、関係6課で協議した中で農業に関する補助については、市、県、国からの優遇策があるということですので今回は見合わせるようになったが、御理解いただきたいとの答弁がありました。

さらに、委員から企業誘致を考えた場合には雇用が最優先と考えるが、市にとって、すぐにでも雇用が見込めるのは第一次産業だと考えるので、農業が対象に入っていないというのは不思議でならないとの質疑があり、担当課長から農業を入れるとすれば、すべての業種を入れなければならないという状況になり、バランスがとれなくなることを危惧してのことであるとの答弁がありました。委員から、そういうことにならないようにするため、この基準があるのではないかと思うが、雇用保険に該当する人が、ここに掲げる条件に合えばこの条例に当てはめてもいいのではないかとの質疑がありました。担当課長からは、この条例を提案したが、当初から完璧なものであるとは考えていない。今後、支援策の金額の面等いろいろな不都合が出てきたならば、関係6課で協議して検討したいという答弁がありました。

委員から、市としては農業の法人化を進められているが、この条例の中に農業法人を加えたほうがさらに進めやすくなるのではないのかとの質問が続けてありました。担当部長から、今回こういう形で提案させていただいたが、今後いろいろな問題が生じたならば検討していかなければならないとの答弁がありました。

さらに、委員から、財源としてふるさと水と土保全基金の一部を取り崩してあるが、これは農業関係の基金ではないのか、それなのに農業法人が入っていないというのは納得がいかないとの質問がありました。担当課長からは、農業法人を入れ込むという点も考慮しながら、今後、内容、条件等を協議させていただき、条例改正の提案に向けて努力するという御理解をいただきたいとの答弁がありました。

また、9月に向けて条例改正案の提案を行うものとして理解していいのかとの委員からの質疑がありました。担当課長から、必要があれば時期を見て改正をするとの答弁がありました。委員からは、できるだけ早くお願ひしたいとの意見がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、慎重審議の結果、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第44号、上天草市企業立地促進及び雇用促進基金の設置、管理及び処分に関する条例の制定についてでございますが、本件につきましては、雇用促進事業に要する経費に充てる

ための基金の設置、管理及び処分に関する事項を定めるために制定されたものであるため、異議なく原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第45号、上天草市工場等設置奨励条例の一部を改正する条例の制定についてありますが、本件につきましては、まず、委員から、卸小売業と卸売業の違いについて説明を求める質疑があり、担当部長から個人用または家庭用消費のために商品を販売するもの等を卸小売業といい、小売業または他の卸売業に商品を販売するもの等を卸売業という説明がありました。

委員から地元の方々が新たに共同で卸売業を始められたとしたら、この条例の適用は受けられるのかとの質問がありました。担当部長から、それぞれの小売をまとめられて新規に自分たちで組織し、営業を始めるということであれば、適用されるのではないのかとの答弁がありました。

本件につきましては、以上のような質疑を経て、また、上天草市の工場等設置奨励の適用を受けやすくするための改正であり、慎重審議の結果、異議なく原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第48号、平成21年度上天草市一般会計補正予算第2号の所管部分についてでございますが、まず、委員から水産業費、漁港建設費の負担金補助及び交付金の生活臨時交付金事業県工事負担金と樋合漁港漁村再生交付金事業県工事負担金の270万円の組み替えの内容について質疑があり、担当課長から、樋合海水浴場の砂の流出が激しく、岩が露出して海水浴客がけがをするおそれがあるので、その岩の掘削及び砂のならしの工事を国の補正予算により、樋合漁港海水浴場の整備を生活臨時交付金事業として県が事業を行うが、海水浴客がけがをする危険性があり、この事業を優先して行うために、今回、樋合漁港漁村再生交付金事業県工事負担金として組んでいた1,000万円のうち270万円を組み替えたとの説明がありました。

委員から施設管理費の外平海岸トイレ清掃管理委託料2万3,000円の内容について質疑がありました。担当課長から当初予算に利用度の高い3カ月間分の予算を組んでいたが、地域の要望、利用等の関係から、今年度に限り3カ月間分を追加し、半年間分の管理委託料としたが、その追加分の3カ月間分を、今回補正として計上させていただいたとの答弁がありました。

また、この外平海岸は、海の生物を観察したりする施設で、冬場についても利用客が多いので年間開放できないかの質問があり、担当課長から、年間開放するのが一番いいと思うが、市全体の管理費の問題もあるので、今後、年間開放については地域の方々の意見を聞きながら検討させていただきたいとの答弁でありました。

また、委員から、水産業費の委託料、蔵々漁港浮体式係船岸設計委託料の内容について説明を求める質疑があり、担当課長から、大矢野、松島地区の漁村山村計画に伴うもので、蔵々漁港浮体式係船岸工事の1億1,800万円に対する設計委託の170万円を補正予算として計上させていただいたとの答弁がありました。その結果、本件につきましては、以上のような質疑を経て慎重に審査しました結果、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

次に、議案第52号、平成21年度上天草市公共下水道事業特別会計補正予算第1号についてありますが、補正の主な内容が、職員の人事異動に伴う人件費の減額であるため、異議なく原案の

とおり可決することに決定をいたしました。

次に、陳情第14号、温水送湯管の改修に伴う補助金拠出に関する陳情書についてであります。まず委員から、入湯税は目的税であると思うが、その一部については還付という形で交付されているのか質疑がありました。担当課長から、還付はしていないが、松島温泉事業協同組合について運営補助ということで市の単独補助を行っている。その金額については、助成金として212万4,000円を20年度に交付しているとの答弁がありました。

また委員から、松島温泉事業協同組合では、当然、送湯管の改修に備えて補助金の一部は積み立ててこられたと思うが、この陳情については、不足する分について補助してくださいという内容のものだと思うがどうなのか質問がありました。担当課長から、松島温泉事業協同組合から聞き取りしたことだが、給湯開始が昭和54年で30年を経過しているということである。旧松島町のときには、完成後、入湯税の8割を補助金として交付していただいていたが、10年後からは借入金の8割を旧松島町は補助していたということである。また本年度の松島温泉事業協同組合の入湯税納入額については、1,238万7,000円であることの答弁がありました。委員から、松島温泉事業協同組合の加入件数は何件あるのかの質疑があり、担当課長から、23件であるが、そのうちホテル等が14件、一般家庭が9件で、一般家庭については近接の場所に限定されているとの答弁がありました。

また、委員から、温泉組合については松島だけではなく大矢野にも組織されているので、補助金、助成金については慎重に取り扱っていただかなければならない。産業団体についても2分の1の補助しか受けられないこともあるので、不公平が生じないように慎重に審議しなければならないとの意見がありました。

さらに委員から、入湯税というものはどういった形で市に入ってくるのか質疑があり、担当課長から入湯税というのは利用者からお預かりして、それを各施設が取りまとめて市のほうに納税することになっているとの答弁がありました。また、市に対しても、委員から、税収につながってくることなので、改修工事について関係ないということではできない。しかし、収益事業でもあるので、その辺も踏まえて、補助金の交付は慎重に検討しなければならない。市も財政的に豊かなときならばよいが、この厳しい状況の中であるので、このことも十分考えなければならないとの意見がありました。

また委員から、今までも松島温泉事業協同組合では、積立金をしてこられたと思うし、これからもなされると思うが、その辺は把握されているのかの質問がありました。担当課長からは、21年度の決算資料を見る限りでは、今後の改修に向けての積立金については見当たらない、確認したいとの答弁がありました。

委員から、陳情内容等については担当課は十分把握されているのかとの質問があり、担当課長から陳情書の中身については給湯を開始してから30年を迎え、借入金の返済も完了した。しかし、施設の老朽化が激しく、今後の問題を協議したところ、7年後に送湯管の改修をするに当たり、送湯管は総延長で2キロあり、工費予定金額は1億円を超えるものではないかということである。今後、入湯税の一部を積立金等を進めていただいて、改修予定の平成28年度に補助金の拠出をお願いし

たいという陳情である。また、温泉総使用料金として1,354万1,000円ほどある。温泉総使用量の使用トン数として1年間に13万4,000トン使用している。また温泉事業協同組合については、松島と大矢野にあるが、松島については泉源が一つで共同で利用している。大矢野地区では温泉組合については、それぞれが独自の資金をもとに泉源を掘削され維持管理されているとの答弁がありました。

松島温泉事業協同組合はどれだけの金額の補助を望んでいるのかという質疑が委員からありました。担当課長から、金額については確認していないとの答弁がありました。委員からどのくらいの範囲以内で補助していただきたいのかの概略を言ってもらわないと審議ができないとの質疑があり、担当課長から、市が補助金等を交付する場合には、上天草市観光振興事業補助金交付要綱に基づいて交付することになるが、この陳情書の文面を見ると、7年後に改修工事に1億円ほどかかるので、準備をお願いしたいということで具体的にはまだはっきりしていないような気がするが、その辺まで調査していないので、松島温泉事業協同組合に聞き取り調査を行って、今後準備を進めたいとの答弁がありました。

以上のような質疑を経まして、この陳情につきましては、引き続き慎重な審議が必要であるとして、継続審査とすることに決定をいたしました。

以上が当委員会における審査の経過並びに結果であります。よろしく御審議をいただき、御賛同いただきますようお願いを申し上げます。

なお、経済建設常任委員会として、閉会中の継続審査、調査の申し出をすることに決定いたしましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わります。どうぞよろしく願いいたします。

議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、議案第48号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 討論がなければ、これにて討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第43号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第44号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議

ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第45号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第52号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、陳情第14号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査でございます。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀江 隆臣君） 起立多数でございます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

日程第3 文教厚生常任委員長報告

議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第3、文教厚生常任委員長報告を行います。

先日の本会議におきまして、文教厚生常任委員会に付託いたしました議案第46号、上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について外6件を議題といたします。

文教厚生常任委員長より審査の経過並びに結果について報告を求めます。

文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（田中 万里君） おはようございます。文教厚生常任委員長報告を申し上げます。

さきの本会議において、文教厚生常任委員会に付託されました条例関係2議案、予算関係3議案、請願等2件につきまして去る6月19日に委員会を開き審査を行いましたので、その経過並

びに結果につきまして御報告申し上げます。

まず、議案第46号上天草市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。委員から追加された教育振興基本計画策定委員が審議する基本計画についてどのくらいの日程ででき上がるのかと質疑があり、執行部からは、基本計画は国、県のプランに基づいて地方公共団体の基本振興の計画をつくって指針を定めるもので、月に1回ぐらい会議を行い、本年度中には策定を済ませる予定であるとの説明がありました。

また、この策定委員会の委員について学識経験者が何名なのか、その他の委員が何名なのか、どのように人選するのかの質疑があり、執行部からは、委員は15名以内で、学識経験者は大学教授に、その他の委員は市内の退職校長や現職校長、高校の先生や企業者、保護者の方などの中から人選したいとの答弁がありました。委員からは、これまでの審議会や委員会では各種団体の長など、同じような方が委員になられる傾向があり、公募などをして教育に熱心な方を選ぶ予定はないのかとの質疑があり、執行部からは今のところ公募の予定はないが、教育委員会の中で検討したいとの答弁がありました。委員からは、公募も一つの方法でよいが、教育行政にかかわることでもあり、教育に対する知識は必要で、やる気があるだけで教育のことを任せることは難しいところもあるので、慎重に判断するようにとの意見もありました。

また、もう一方の予防接種健康被害調査委員会については、どういったことでこの委員会を立ち上げることになったのかとの質疑があり、執行部からは、予防接種法に基づく設置で現在条例で定めているが、報酬については条例に定めがなかったので今回追加の上程をしたとのことでした。

委員からは、実際に予防接種による健康被害が出ているのかとの質疑があり、執行部からは、被害は出ていないが、ことし4月に過誤接種の事故が発生したとの報告があり、事故が起きたいきさつについて次のように説明がありました。

予防接種については母子手帳で確認するようになっているが、保護者が母子手帳を確認したものの、MR接種という表記の意味がわからず、既に接種済みであることを理解できていなかった。また、診察券を発行する市の窓口、病院の窓口、医師等すべてで確認作業がなされず、過誤接種となったとのことでありました。

続いて、委員からは、この予防接種健康被害調査委員会では、調査とともに被害防止の対策等も考えていくのかとの質疑があり、執行部からは、もし健康被害が発生した場合に、その原因についての判断をする審査会で、その委員は、県が編成した専門医師団から1名、天草郡市医師会から3名、保健所長が1名、その他1名で構成される予定であるとのことでした。さらに、予防接種健康被害委員というのは、今まで日額が決定していなかったが無報酬でやっていたのか、調査委員会というのは定期的に関開くのか、被害があったときにだけ開くのかとの質疑があり、執行部からは、今まで会議は開催しておらず、接種誤り等による健康被害が発生した場合に速やかに開くとのことでした。

最後に委員から、今回の過誤接種について、健康被害が全くなく、保護者の方も内容を理解されているので何よりだが、接種マニュアルの徹底を図ってほしいとの要望があり、執行部からもマニュアルどおりの確認作業で事故は防げるので、市の窓口、医療機関等へ周知したいとの答弁がありました。このような慎重な審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第47号、上天草市立学校設置条例の一部を改正する条例の制定についてですが、まず、執行部から、牟田小学校と姫戸小学校の統廃合の話し合いについて、昨年5月から校長、保護者、地域の方に説明をし、おおむね了解を得ているが、樋合小は現時点ではまだ理解を得ておらず、牟田小のみの条例改正を今回上程したいとの説明がありました。

また、牟田小の保護者や地域の説明会などで出た要望と市の回答について執行部から詳細な資料を配付され、その内容について解決した部分もあるが一部未解決の部分もあり、来年の3月までには解決していきたいとの説明でありました。

委員からは、保護者の意見は総体的に統合はやむなしとの意見かと質疑があり、執行部からは牟田小学校は全校児童23名の完全複式で学校の経営、子どもたちの環境を考えた場合、複式学級、少人数ということを保護者の方たちは非常に危惧されている。統合されて子どもたちが勉強についていけるか、いじめられはしないかとの不安の声も多く寄せられているが、姫戸小学校と統合し、複式学級を解消して大きな一つの学校で勉強したほうが良いとおおむね理解を得て、現在、通学方法とか条件の整備に入っているとの答弁でありました。

委員からは、通学手段など最小限必要な部分は、どの辺まで保護者の方に説明されているのかとの質疑があり、執行部からは牟田小から姫戸小まで4キロ以上あるのでスクールバスを無料に出すと説明している。朝は1回、帰りは2回の予定で、家から学校までそのまま乗りつけるのではなく、ある程度手前から歩いていくということも必要なので、現在乗る場所を2カ所ほど設定して、おりる場所は姫戸港のあたりで、そこから姫戸小まで歩いていくという形を提案している。帰りは姫戸小の校内から低学年、高学年の下校時間に合わせて、帰り2便でと考えている。しかし、部活動などもあり、3便にできないかとの要望が出ているので、その辺はまだ解決していないとの答弁がありました。また、夏休み期間中にも花の水やり、部活動と登校するが、スクールバスを出してもらいたいとの要望もあり、その点は夏休みにもバスを出していきたいと返答しているとのことでありました。

そのほか、保護者の方からいじめなどを不安に思う意見もあり、本年度中に授業や行事など交流を持ち、今から環境をつくり、不安の払拭に努めていきたいとのことでした。

制服に関しては、牟田小学校は制服はないが、姫戸小学校は制服があるので、姫戸に行ったら制服をつくらなければならないのか、制服をつくるための費用の補助はしてもらえないのかという要望が出ているが、その点は、ほかの学校とおかしくならないようにと考えている。他市町村の例では、在校生の場合は今のままで、新入生は新しい制服をつくるという形が一般的だが、今、保護者の方と話し合っている段階で、何かいい解決方法を探していきたいとの答弁でありました。

跡地利用に関しては、議会議決後に検討会を地元でつくっていただき、一番利活用しやすい方法を教育委員会と一緒に考えていくとのことでした。委員からは、牟田地区は小学校を中心に朝市とかいろいろな事業を地区ぐるみでやっていて、地域の人も小学校がなくなるとさみしくなるという不安もあると思うが、地域の人の意見はどうかとの質疑があり、執行部からは基本的には保護者の意見を尊重するという理解を得ているが、今後、牟田の運動会など子どもたちと一緒に活動することができにくくなるという意見もあり、場所はあるので交流行事等を企画していただき、地域の交流は続けていってほしいとの答弁がありました。

また、委員から通学手段となるスクールバスについて質疑があり、運行は直営なのか民間委託なのか。ひめど保育園も今送迎しているが、例えば、保育園の送迎と合同の運行など考えているのかとの質疑があり、執行部からは、直営は考えておらず民間のバスを使った委託契約という形で考えているとのことでした。保育園とは登園時間、登校時間が違うということが出てくるので検討し、もし時間帯を合わせることができれば連携を図りながらやっていきたいとのことでした。

また、本会議の質疑でもなされたが、来年度、牟田小学校と姫戸小学校、樋合小学校と今津小学校の2ケースの統合が予定されているが、樋合小学校は議案として上がってきていない状況で、今後、場合によっては、牟田小学校の保護者の人たちの心情にも影響を及ぼす可能性がないとはいえない。今一度、教育委員会としての判断、樋合小学校と今津小学校の統合に対してこれからどういったスタンスをとっていくのかとの質疑がなされました。執行部からは、9月に同時に出すべきかと議論したが、これからいろいろなことを考えた場合に、できるだけ早く条例の改正が必要との意見があった。当然、樋合小の統合については、9月定例会に向けて努力をし、牟田についてはおおむね賛同を得ているので、早く条例を改正して諸問題の解決をしていきたいとの答弁でした。

このような慎重な審査を経まして、委員会では保護者や地域からおおむね理解を得ているとのことで、全員異議なく原案どおり可決すべきものと決定しました。

次に、議案第48号、上天草市一般会計補正予算第2号の所管部門についてであります。まず委員から、敬老行事補助金増額のいきさつについて質疑がありました。執行部からは、合併当初対象者を70歳以上1人当たり2,000円で進めてきたが、18年度に単価を1,500円に引き下げ、19年度に年齢を75歳以上に引き上げたが、実際には自費を使って旧来どおり70歳以上を招待して敬老会を実施しているところもあり、行政区長会議等から要望が出されていて、今回補正で増額したとのことでした。

委員からは、リバイバルプランの中で、70歳から75歳に対象年齢を引き上げたのではないかと思うが、そうであればリバイバルプランの見直しを今からずっとやっていくのか、要望が出てからなのか、たまたまこれだけをするのか、これまでリバイバルプランで切り過ぎたのもう少し緩和していこうという全体的な流れなのかとの質疑があり、健康福祉部からは、福祉関係については市の財政状況を見ながら必要なものについては財源措置をしていくとの市長の判断があるとの答弁があり、さらに委員からは、75歳以上を70歳に引き下げたことは対象者に

としてはありがたいことだろうが、二、三年で上げたり下げたりというのは非常に困惑するところもあり、苦情が多かったというのもあるだろうが、なぜ75歳以上に上げたのかを根本的に考えて、基本的な方針にのっとって財源措置をやってほしい。財政的には厳しい状況であるのは変わらないので、しんはぶれないような方針でやっていただきたいとの意見がありました。

また、この敬老会の補助金については、市が補助金のガイドラインをつくったが、それにのっとってやっているのか。費用を足すと1,000万円以上となるが、ほかの補助団体との兼ね合いもあるので、例えば、来年度委託費に組み替えて執行するののかとの質疑があり、執行部からは現在補助金要綱は定めてないので、今後検討をし、来年度の予算科目については、もともと委託費であったのを補助金のほうに組み替えたので翌年度も補助金で計上するとのことでありました。

次に、母子生活支援施設等措置費の内容について質疑があり、この措置費は、18歳未満の児童を養育している母親等を対象に児童と一緒に母子福祉施設に入所させるための費用で、これはDV関係から一時的に保護施設に入所させる必要があり、不足分の予算を計上するもので、費用は国庫補助が2分の1、県が4分の1、市が4分の1であるとの答弁がありました。

次に、体育館などトイレの管理委託をしているところがあるのかとの質疑があり、体育館などは自分たちでやっているので、管理委託を払っているところはないとの答弁でした。

次に、外国語活動実践研究事業補助金31万円の内容について質疑があり、執行部からは新しく小学生も外国語を履修するという課程ができたので、本年度上小学校の5、6年生が研究指定を受け、県から31万円いただいて、そのまま上小学校に助成するというものであるとの説明がありました。

次に、病院費の予算の組み替えの内容について質疑があり、執行部からは平成19年から21年まで、公的資金の補てん金免除繰上げ償還が企業債についても認められ、今回、利息免除の繰上げ償還をし、20年度企業債の14億4,980万円、利率が6.6%を1.09%、1.24%、1.45%と借りかえをして利息分が6,205万円減額した。それに伴い元金の増加分に3,031万9,000円、あわせて救急施設負担金として3,173万1,000円に組み替えたとのことでありました。

次に、老人福祉費の需用費の増額について質疑があり、執行部からは消耗品費として174万8,000円上げている分は、敬老会の記念品で、1,500円の補助金とは別に70歳以上の方8,500人に150円相当の記念品を送るというもので、残りの差額は金婚式をこし迎えられる150組ほどの方たちに3,150円の記念品を授与し、印刷製本費12万円は集合写真1枚800円の150枚分であるとの説明がありました。

さらに、敬老会行事の150円の記念品は、一般質問で市長から紅白まんじゅうを配るとの答弁があったが、そういう紅白まんじゅうに充てるための補正予算なのか。また、今回補正予算で組んでいるが、今回のみの時限措置なのか。今後は当初予算で上げて継続的にするのかとの質疑があり、執行部からは150円の消耗品についてはまんじゅうを予定しているが、敬老会会場へ各職員が持参する計画で、事業の継続性については単年度ではなく翌年度も継続する予定であるとの答弁がありました。委員からは、その年度年度でころころ変わったら、去年はああだったこうだ

ったということになり、当然そういった小さなことも含めて、ある程度何年かのスパンで統一した見解で事業を行っていただきたいという要望がありました。

このような慎重な審査を経まして、委員会では所管部門につきましては、全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、議案第49号、平成21年度上天草市国民健康保険特別会計事業勘定補正予算第1号についてであります。委員から老人保健医療費拠出金4,481万円について質疑があり、執行部からは、平成19年度で老人保健医療制度が終了するという事と、21年度からは、後期高齢者支援金に含まれるものと解釈し、当初予算に計上していなかった。老人保健医療費拠出金としては、前々年度の医療費の確定に伴う精算となり、医療費が確定した後に発生する分があるとの答弁がありました。

このような慎重な審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定いたしました。

次に、議案第50号、平成21年度上天草市診療所特別会計補正予算第1号についてであります。委員からは今回266万6,000円の増額補正で主に修繕費とレントゲン画像装置保守委託料、卓上小型滅菌器購入などが上がっているが、当初に計上できなかったのかとの質疑があり、執行部からは266万円については、湯島診療所医師の異動に伴う人件費相当額が主になっている。備品の卓上小型滅菌器については、昭和63年度に購入し老朽化が激しく、利用はしていたが修繕の頻度が多くなったので今回の補正でお願いした。レントゲン保守についてはメーカー保証が10月までの保証ということで、その後の保守を補正でお願いしている。当初では、その分と部品等を含めたメンテの部分の把握ができていなかったのと計上していなかったとの説明がありました。このような慎重な審査を経まして、委員会では全員異議なく原案どおり可決すべきものとして決定しました。

次に、請願第1号、学校規模適正化（樋合小学校統合再考）に関する請願書についてであります。まず執行部から樋合小学校と今津小学校の統合に向けた話し合いのいきさつについて次のように説明がありました。昨年の5月から何度も説明会を開催しているが理解は得られていない。12月2日に臨時教育委員会でそれまでの内容を説明し審議をしたが、やはり計画どおりに進めるべきだという結論であった。ことし5月以降、樋合小学校保護者への説明会を続けて開催しているが、保護者のほうからは小さな学校でどうしていけないのか、いじめが不安だ、今津小学校は耐震の問題があるなど、さまざまな問題が出され、いまだ結論には至っていないとの説明がありました。

委員からは、説明会に参加したが、教育委員会の意見と保護者や地域の皆さんの意見は平行線の状況である。市としては答申どおりに行いたいという希望のもとに話し合いを多く開催しているが、このままでは望める方向にはいきそうにはない。耐震強度が整っている学校から、なぜ危ない学校にやらなくてはいけないのかという指摘もあり、答申どおりやっていくのは難しいので、妥協点として耐震の工事が終わるまで統合を延ばすか、教良木小学校も今津小学校と統合する計画なので、樋合小学校も、それに近い年度で統合ということで考えられないのかとの意見が出されました。

執行部からは、確かに今津小学校の耐震強度は悪かったと思うが、これについては、ほかの学校

もあり、今いる今津小学校の子どもたちも、もし大きな地震が来た場合は危険な可能性があるという事は保護者にも説明した。工事については、今津小学校の校舎の改築、補強を早くできないかということを検討していて、緊急経済対策の予算でできないか提案したいと考えている。できるだけ早く今津小学校の校舎、体育館の環境整備をしていきたいとの答弁でありました。

委員からは、先日、大道小学校の説明会にも参加したが、保護者の意見の中に2校が先に統合した場合、そこで、ほとんど校則など条件が決まってしまう、後からさらに統合する場合、形式的には吸収されるような印象になるとの意見があった。樋合小学校が今津小学校と統合した場合にも、後から教良木小学校が合併するとなると、そういう考え方もあるので、3校で十分時間をかけて協議すると樋合の方々とも話ができるのではないかとこの意見が出されました。

執行部からは、教良木小学校と一緒にとの意見だが、もう一つ阿村小も残っている。今のところは計画どおりに進めるということで考えているが、例えば、この計画を統合年度の早い遅いは構わず、最終的に完了予定年度の平成28年度までにすればよいとの判断になれば、その動きもできるかと思うとの答弁がなされました。

委員からは、基本的には教育行政のトップは教育委員会である。確固たる信念がないと話し合いもうまくいかないのではないかと。判断があればとか議会にゆだねるとかになれば、教育委員会としての信念が疑わしくなる。適正化審議会の答申というのは、松島地区だけではなくて龍ヶ岳から大矢野まで含めたところの内容で、例えば、計画を28年度まで延ばしたとするならば、答申の計画は全部崩れてしまう可能性もある。その辺のバランスは頭において議論しなければならないとの意見がありました。

それを受けて、執行部からは、教育委員会として学校規模適正化は順次進めていかなければならないと考えている。審議会は、1年1カ月かけての会議で答申がなされ、その後、市役所内の課長、課長補佐のプロジェクトチームで話し合いをして、さらに教育委員会会議の中で議論がなされ、その計画ができた。それをどういった形で保護者や地域の方に理解を求めるとかが一番の問題だが、できる限り計画どおりに進めていくとの答弁がありました。

また、委員からは確かに答申どおり行うのが一番の理想ではあるが、第一に保護者の方の考えを尊重すべきで、地域の皆さんはある程度保護者の方の理解が得られれば、理解していただけるということも考えられるので、やはりお互いが話し合う環境をつくるという点では答申どおりいかないこともあるのではないかと。これを無理に答申どおりに行くと、地域の皆さん、保護者の皆さんと不具合や問題点も出てくるのではないかとこの意見も出されました。

そのほかに、数年前に相談や説明もなく初めて統合について広報で知って、ここ二、三年の間に判断をしなければならないというのは保護者や地域にとってあまりにも酷ではないかという意見を聞いた。その気持ちはわかるが、今回の請願の内容は適正化審議会の答申や教育委員会の計画に真っ向から反対をしているので、今後、例えば数年後でどうかとか幾つか話し合いの余地があればよいが、請願の内容からすれば統合は考えていないような内容になっている。この請願に対しては、採択をするということは難しいと思うが、今一番必要なのは、上天草市の教育委員会と樋合地区の

皆さんとの感情であるとか、意見をすり合わせる事が重要で、妥協案とか、恐らく現状では出てこない状況になっていると思う。執行部によると9月まではタイムリミットがあるとのことなので、あと数カ月教育委員会に頑張ってもらって、もう少し教育委員会と樋合の皆さんとの意見、気持ちを近づけていく作業をお願いして9月に判断することにできないかとの意見がありました。

ほかの委員からも、確かに地区と教育委員会がぎすぎすしている、耐震の問題など片づけられる不安は一つずつ消却していきながら、9月までに時間があるので、意見を固めながらも一回9月に議論をしてはどうか。どちらにしても、もう少し教育委員会と樋合の人たちと意見の距離を縮めてもらわないと、今のままではいい結果は出ない。無理やり統合してもいいことはなく、かといってほかの統合対象校はどうなるかという話にもなってくるので、その努力をあと3カ月してもらって、距離が縮まればもう少し発展的な意見も出てくるのではないかと。議会や議員が提案するのではなく、当事者が提案したことで議論がなされる方がいいのではないかなどの意見が多数あり、この請願については、教育委員会へさらなる努力をお願いし、全員一致で継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号、阿村保育園の一、二年の存続を求める陳情書についてであります。審査に入る前に、執行部からこれまでの阿村保育園の適正化に向けた経過や保護者との説明会の内容について次のような説明がありました。

阿村保育園に対する市の保育所適正化実施計画は、入所状況や少子化の進行状況を見ながら公設民営化を検討し、平成22年4月1日をもって廃止するとしている。

この方針に沿って、市は将来の入所状況や児童数の推移を踏まえ、公設民営化と民設民営化による運営経費等を含めた比較を行ってきたが、結果として国、県の補助の対象となる民設民営化を推進したほうがよいと判断し、平成20年12月に文教厚生常任委員会へその旨を報告した。

市民に対しては、広報紙を通じ、また阿村保育園の保護者に対しては説明会において民設民営化として継続すると説明してきた。その中で、本年3月27日、阿村保育園存続期成会により、市長及び市議会に対し、園児数の減少により、あと一、二年の存続があれば、ほかの保育園に定員をオーバーすることなく入園できる旨の陳情書が出された。市では保護者との説明会を継続しつつ、民設民営化に向け、阿村地区の認可保育園に対し打診したところ、園長より将来の少子化が懸念されるが、暫定的に保育園を受け入れてもよいと返事をもっていた。

しかし、今年度に入り、その保育園が予想外の定員割れとなり、その影響で職員削減などの状況に陥り、市に対して園長より阿村保育園の運営は経営的に無理と連絡があった。このため、その保育園を除く市内12の認可保育園に対し、個別に受け入れの是非について、阿村保育園の現状と将来入園者数の予測を説明し相談したが、すべての保育園において児童数が減少していく中で小規模保育園経営は困難であるとの返答をされた。そのため、市外に枠を拡大し公募を検討したが、同地区に二つの認可保育園が存在することになり、そのことによって地域内で激しい競合が発生する懸念もあり、さらに園児に及ぼす影響も甚大であることから断念することとした。

一方、阿村保育園の保護者は、地域独自の伝統や文化を取り入れた保育業務を高く評価され、将

来にわたる継続を強く要望されていたが、市との数度の協議の中で、新たな認可保育園の設置は市の財政面にも大きな負担を強いることになるなどと考慮し、苦渋の思いで1年の継続を譲歩してくださった。以上の状況から、民設民営化としての継続は不可能であると判断し、阿村保育園を現行のまま1年延長し、平成23年4月1日をもって廃止したいとの市の考えが明らかにされました。

この説明を受けて委員からは、審議会の答申のときに公設民営化という言葉を使ってあるが、公設民営化というのは財政的には市にメリットがないということなのかとの質疑があり、執行部からは、公設民営の場合は公の施設で運営を民間に委託するという事なので、経費的なものは公立の場合とそう変わらず、民設民営化の場合は私立保育園の運営形態になるとの回答でした。

公立保育園と私立保育園を、阿村保育園を例にして財源を比較した資料も委員会で配付されましたが、それによると、公立の場合は交付税措置が必要経費の12.6%分交付されるが、私立は国、県の補助金が56.5%を占め、市の持ち出しは公立のほうが1年間で約1,740万円多くなるとのことでありました。委員からは適正化審議会の答申のときに公設民営化という言葉を使ってあるが、そのときには運営経費を算定する法律は改正された後だったのかとの質疑があり、三位一体改革が始まった平成十五、六年ごろには改正されているので、検討された当時はもう既に比較できたのではないかと説明でありました。

また、審議会を立ち上げてこのような方針が打ち出された中で、審議会に伝えず変更していいのかとの質疑もあり、執行部からは、確かに答申の内容、市の計画の中では公設民営化で検討をしながら廃止するという文言になっているが、それを検討する中で公設民営はどうしても財政的な問題から公立で運営するのと同じであるとのことで、民設民営化という結論を持ち、昨年、文教厚生常任委員会の中でもその説明を行った。途中で文言は変わったが、公設民営を検討したという部分では実践計画には沿っている。審議会の答申というのは、市長が本来判断するのに住民の意見を聞いて自分の意見をまとめるための審議会で、答申を受けて、市が実施計画を定めた時点で市の方針という形になるととらえているとの答弁がありました。

そのほか、民間から広く公募すべきではないかとの意見があるが、民設民営の可能性はないのかとの質疑があり、執行部からは、確かに公開された中で選ぶのが基本だろうと思うが、市内全部の認可保育園を回ったが、自分たちの経営も大変な時代になり、同じ仲間のところに来て縄張りを荒らすというようなことはできませんとはっきり言われたところもあった。市内で公募をしても、まず受けてもらえないだろうとの感触を持っているとの答弁がありました。

また、現実的に保育園事業をなされていない方が、今から保育事業をするという可能性は4月までにやろうと思えばできるのかとの質疑もあり、執行部からは、現在法律が変わって株式会社等でも保育事業に参入できるという法律になっている。しかし、昨年、県の保育協会と市の私立保育園協会から市や市議会へ要望があり、採択いただいたとおり、現実的に、対象は認可保育園が最善であると解釈しているとの答弁でありました。

そのほか、今後保育園の統合計画に対して、これからも陳情が上がるのが予測されるが、そのときにどういう対応をとっていかうと考えているのかとの質疑があり、阿村については、いろいろ

なことを保護者等に説明して理解をしていただいた。計画にあるとおり、阿村保育園はいきなり廃止ではなく、公設民営などを検討するということで進めてきた。それを1年延ばしたということだけをとらえてもらうのではなくて、公設民営で将来的にも残していくという文面があることを説明して理解していただきたいとのことでありました。

このようなことから、委員からは保護者の方も1年間だけの延長に同意されているのなら、市の方針どおりにしていいのではないか。今回は、前回の陳情に比べてかなり譲歩されている部分もあり、議会としても、ある程度妥協的なところにもっていかなければいけないのではないか。公設民営化と答申にあったが、検討する余地がなかったというのが現実的にあり、民設民営化という話にもなったが、施設が老朽化していることもあり、実情的にも民間の方々も受けにくいというものもある。その点で答申どおりにするというのは現実的に困難だったというのを説明できるなどの意見が多数ありました。

このように、委員会で慎重な審査をしました結果、この陳情書は採択とすることに決定しました。

以上が文教厚生常任委員会で審議した内容でありますので、よろしく御賛同いただきますようお願い申し上げます。

なお、文教厚生常任委員会として、委員会の閉会中の継続審査及び調査の申し出をすることを決定いたしましたことを御報告申し上げます。

最後に、文教厚生常任委員会終了後、ひめど保育園の適正化計画についても市の方針等の説明がありましたことを御報告申し上げ、委員長報告を終わりにいたしたいと思っております。長々とありがとうございました。

議長（堀江 隆臣君） ただいまの委員長報告に対する質疑はありませんか。

13番、北垣潮君。

13番（北垣 潮君） 樋合小学校の存続についてですけれども、私も短い時間だったんですが傍聴させていただきました。執行部と平行線のまま終わっているということですが、文教委員会では請願を出された方の意見とかを直接聞く気持ちはないでしょうか。私も松島商業存続の請願を県の文教治安常任委員会に提出したとき、存続のための請願の説明をした経験があります。文書だけで上がってくる請願書と違って、気持ちも伝えることができますし、委員の皆さんの気持ちも受け取ることができると思います。

上天草市議会の議会基本条例を検討していこうという時期であります。議会基本条例というのは市民と議会がもう少し近くなっていこうという趣旨で行われていると聞いておりますので、議会としても、議会報告会などを樋合でしたらどうかという気持ちで意見を述べさせていただきました。

議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（田中 万里君） 今の13番北垣議員の質問によりますと、文教厚生常任委員会で樋合地区の請願を出された方たちの意見を聞いたかどうかという意見だと承りましたが、この傍聴に来られていた請願者の方たちの意見を私どもが聞くということですか。その辺に

については、委員会のルールの中で傍聴者は質問ができない、例えば、質問をする際には、たしか前もって議会に申し出をして、委員長がそれを承諾した上で、質問をなされるようになっていると認識しておりますので、そういう手続をとらなくてはならないんじゃないかと思います。

議長（堀江 隆臣君） 13番、北垣潮君。

13番（北垣 潮君） 傍聴者ではなくて請願者ということで、私も県に請願を出したとき、意見は言えたんですけども、傍聴はできなかったんです。その辺の決まりはいろいろあると思いますけれども、もう少し生の声を聞く姿勢も必要ではないかということで述べさせていただきました。

議長（堀江 隆臣君） 文教厚生常任委員長。

文教厚生常任委員長（田中 万里君） 請願を出された方たちと文教厚生常任委員の意見の交換会をもう少ししてください、したらどうかという御意見だと思いますが、その点につきましては、今後、文教厚生常任委員会でも、きょう、北垣議員より出された意見を参考にして、今後どうするかを検討し、また、教育委員会も9月までに今後まだ話し合いを続けていくということです。もし要望等があった際には、文教厚生常任委員会で話し合いをしてからどうするかは決定いたしたいと思います。

また、議会基本条例について、樋合地区で説明会をしたらどうかということでございますが、まだ、うちでは基本条例等が制定されていないので、今後制定された際に、その辺は議論されるのではないかと思いますので、よろしいでしょうか。

議長（堀江 隆臣君） 13番、北垣潮君。

13番（北垣 潮君） 議会基本条例を制定されなくても、ほかの地区では議会基本条例を制定する前に議会報告会というのはやられておりますので、その辺もお酌み取りください。よろしくをお願いします。

議長（堀江 隆臣君） 議会基本条例ということですので、私からお話いたします。北垣議員がおっしゃったように、例えば、委員会などで、陳情あるいは請願の提出者が議会に対して発言、直接議員の方に意見を述べるという機会を設けている議会が、確かに現実には存在をしております。それも議会基本条例の中で検討することになると思います。本日、特別委員会ができる運びになっておりますので、その後、特別委員会において検討することになると思いますので、御理解をいただきたいと思います。

議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、議案第48号を除く議案について、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 討論がなければ、これにて討論を終わります。

ただいま委員長より報告がありました案件について採決いたします。

まず、議案第46号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第47号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第49号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、議案第50号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は原案可決でございます。委員長報告のとおり可決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり可決することに決定いたしました。

次に、請願第1号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は継続審査でございます。委員長報告のとおり継続審査とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀江 隆臣君） 起立多数でございます。よって、本件は委員長報告のとおり継続審査とすることに決定いたしました。

次に、陳情第8号について採決いたします。

本件に対する委員長報告は採択でございます。委員長報告のとおり採択とすることに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は委員長報告のとおり採択とすることに決定いたしました。

ここで10分間休憩いたします。

休憩 午前11時37分

再開 午前11時50分

議長（堀江 隆臣君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

ここでお諮りいたします。12時を迎え昼食の時間となるかと思いますが、このまま会議を続けたいと思いますが御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よってこのまま会議を続行します。

日程第4 議案第48号 平成21年度上天草市一般会計補正予算（第2号）

議長（堀江 隆臣君） 日程第4、議案第48号、平成21年度上天草市一般会計補正予算第2号を議題といたします。

本件に対する質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 討論がなければ、討論を終わります。

それでは、議案第48号を採決いたします。

本件に対する所管の各委員長報告は原案可決でございます。各委員長報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀江 隆臣君） 起立多数です。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第5 議案第54号 上天草市長の給与の特例に関する条例の制定について

議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第5、議案第54号、上天草市長の給与の特例に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

総務企画部長。

総務企画部長（永森 良一君） 提案理由の御説明を申し上げます。議案第54号、上天草市長の給与の特例に関する条例の制定について。上天草市長の給与の特例に関する条例を次のように制定することとする。平成21年6月25日提出。上天草市長。

上天草市長の給与の特例に関する条例。市長の平成21年7月1日から同月31日までにかかる給与の月額、上天草市長等の給与及び旅費に関する条例第3条の規定にかかわらず、同条に規定する額から当該額に100分の20を乗じて得た額を減じて得た額とする。ただし、手当の算出の基礎となる給料月額は同条に規定する額とする。附則、施行期日、1、この条例は公布の日から施行する。2、この条例は平成21年7月31日限りその効力を失う。提案理由、職員による物品購入に伴う不適正な事務処理もしくは定額給付金申請書の紛失など、市政に対する市民の信頼を失墜させたことに伴い、市長の給与を減額する必要がある。これがこの議案を提出する理由でございます。どうかよろしく願いいたします。

議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

議案第54号について質疑はございませんか。

14番、園田一博君。

14番（園田 一博君） この件については、職員による不適正な事務の処理ということで、よその事例を見ても市長が責任をとることになっておりますけれども、本当はどうかかなと。職員については、上司である課長あるいは部長あたりの責任も当然あると思うし、長い間、役所において、個人的な流用とかはないということで、組織的にずっと継続されているようなことだと思うんですが、これについて、市長だけが責任をとるのでお茶を濁していいのかどうか。これで今回浮かび上がったあれを結局はこれでちょっと。その後はどうか。私はそう思います。それで、今後こういうことが起こらないように、もう少し詰めはできないのかなと思います。その件について、まず総務部長お願いします。

議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

総務企画部長（永森 良一君） お答えいたします。この件については、開会当日、市長がみずからの責任の部分と、関係した職員の処分について申し上げました。私ども部長職以下については文書訓告、担当職員については、おおむね口頭訓告という形をとらせていただいております。確かに、生活の糧であります給料に踏み込んだ部分は市長だけありますので、私ども職員としては大変申しわけないという思いがしておりますし、またこの20%カットという部分について職員一人一人がやはり重く受けとめなければいけないだろうと思います。

それと、今後の防止策あるいは対応策なんですが、きのうも部長会議がございました。その中でも改めてこういうことが二度と起きないように、対策についてもどうあるべきかということも討議をしております。園田議員御指摘のように、決してこれで物事を済ませるのではなくて、今後の防止策も含めて善処していくべきだと思っております。

議長（堀江 隆臣君） 14番、園田一博君。

14番（園田 一博君） 今回の部長の説明でわかりましたけれども、やはり全職員に、このことは今後一切起こらないようにと徹底した通知をしていただいて、その了解のもとでやっていただきたい。今回の市長のあれが20%というのは少し重いのではないかと私は個人的に思います。それで、これは職員が気をつけて、こういうことを起こさないようにというのが趣旨であって、だれかが責任とってそれでちよんでは、話が本末転倒でありますので、その点を部長にお願いして終わりたいと思います。

議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

9番、島田光久君。

9番（島田 光久君） 私も確かに不適正な事務処理があったと思います。定額給付金申請書の紛失は、確かに職員の不始末というのがあると思うんですけども、これをその都度、市長が給料を減額するというのはどうかなと思うんです。私はそこまで市長自身が重い責任を、この段階でとるべきかなと疑問に思うんです。同じような事例が出たとき、何回もこのようにしなければならなくなってくるのではないかと思いますから。その辺はどうですか。

議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

総務企画部長（永森 良一君） これは私見ですけども、この身の処し方についての答えはあるようで、ある意味ではないのではないかと思います。ただ、市政運営のトップとして部下がこういうことで市民の信頼を失墜したのであれば、市長御自身がお考えになった20%カットというのも当然妥当性なり説得力があるのではないかと思います。また、おっしゃったように、ある市では、トップが減給3回目という情報も流れておりまして、今後、事態のたびにどうあるべきかということは、私どもも考えていかなければならないだろうと思います。

議長（堀江 隆臣君） ほかにございませんか。

18番、渡辺勝也君。

18番（渡辺 勝也君） 園田議員から質問されておりましたが、私も全く同じ考えを持っているわけです。当然、市長として最高責任者であるから、そこはわからないでもないんですけども、市長に立候補した当初から、マニフェストの中で50%カットという中でやってこられて、そして今回そういう不祥事があったからと、最高責任者である以上は、いたし方ないかという部分もございしますが、こういうことがないように各部署にはきちんと部課長がいるわけでございます。市長だけの減額というものではなくて、さっき園田議員もおっしゃったようにそういうものが徹底して今後やっていけるのかという部分を危惧しますものですから、やはり各所管の部課長にも一定の責任はとらせないといけないのではないかと。そうすることが自分の所管または職員の監視も充実したものであるのではないかと私はとらえているわけです。

そこからは、最高責任者である市長が当然責任をとられるのもわかりますが、部課長あたりもとるべきで、市長だけがそういう形をとるといことは何としても私は解せない部分です。それなら自分たちの所管で起きたことに対して何らないのかと。いじめる意味ではないんですよ。その辺は、やはりけじめをつけるべきではないかと私も思うわけです。その辺をひとつ、総務部長

も十分に検討した中、これは出されただろうとは思いますが、そうしないと、所管の部課長としての責任感にも欠ける部分が出てくるだろうと思うんです。その点は十分に注意しながら、今後は指導していただくように、強くお願いいたします。

議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

13番、北垣潮君。

13番（北垣 潮君） 市民の方からよく聞くんですけども、市の職員に対しての批判といますか、職員のねじが緩んでいるという話を聞くわけでありまして。私、以前に一般質問の中で、職員の市民に対する接遇ということで質問した後、本当に職員の人たちは市民に対しては、大変よくなったと思いますけれども、市民の人たちの話によりますと、ごみを捨ててはいけないうところに一番に捨てるのは職員だったりとかいう話もまだまだ聞くわけでありまして、とにかくねじを締めて市民に信頼される職員になるよう指導してほしいと思います。その辺もよろしくお願いします。

議長（堀江 隆臣君） 総務企画部長。

総務企画部長（永森 良一君） 今、御指摘の点も踏まえまして、今後徹底を図りたいと思います。それと、先ほど申し上りました20%のカットというものがいかなるものかを職員に改めて伝えたいと思います。

議長（堀江 隆臣君） ほかに質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 討論がなければ、これをもって討論を終了いたします。

それでは、議案第54号を採決いたします。

上天草市長の給与の特例に関する条例の制定の件については、異議がございません。本件を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（堀江 隆臣君） 起立多数でございます。よって、本件は原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第6 同意第2号 上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

議長（堀江 隆臣君） 日程第6、同意第2号、上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（川端 祐樹君） 同意第2号を御提案申し上げましたので、その説明をさせていただきます。上天草市教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてでございます。

次の者を上天草市教育委員会委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の皆様の同意を求めるものでございます。氏名が鬼塚宗徳、住所、上天草市松島町阿村5595番地4、生年月日が昭和12年10月3日でございます。

提案理由といたしまして、平成21年7月1日をもって任期が満了する鬼塚宗徳氏を再任したので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により議会の皆様の同意を得るものでございます。教育現場での長い御経験、そして教育行政での経験、それらすべてにおける実績を持っていて申し分ないということで、御推薦申し上げまして同意をいただきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。同意第2号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 討論がなければ、これにて討論を終了いたします。

それでは、同意第2号を採決いたします。

本件は市長提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7 諮問第1号 人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて

議長（堀江 隆臣君） 日程第7、諮問第1号、人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長。

市長（川端 祐樹君） 諮問第1号でございます。人権擁護委員の候補者の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員候補者として推薦申し上げたいので、議会の皆様の意見を求めるものでございます。氏名が山下勝市、住所、上天草市大矢野町登立9490番地。生年月日が昭和23年3月6日でございます。

提案理由といたしまして、人権擁護委員の候補者を推薦する場合は、人権擁護委員法第6条第

3項の規定によりまして、議会の皆様の意見を聞く必要がございます。

以上、御提案申し上げますのでよろしくお願いいたします。

議長（堀江 隆臣君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。諮問第1号について質疑はございませんか。

〔「質疑なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 質疑がなければ、これより討論に入ります。

討論はございませんか。

〔「討論なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 討論がなければ、これにて討論を終わります。

それでは、諮問第1号を採決いたします。

本件は市長提案のとおり同意することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件は市長提案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8 委員会の閉会中の継続審査及び調査について

議長（堀江 隆臣君） 次に、日程第8、委員会の閉会中の継続審査及び調査についてを議題といたします。

各常任委員長及び議会運営委員長から、会議規則第104条の規定により、お手元に配付いたしました各委員会の所管事項について閉会中の継続審査及び調査の申し出がっております。各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査等をすることに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査及び調査等をすることに決定いたしました。

次に、お諮りいたします。地方自治法第110条及び委員会条例第6条の規定に基づき、上天草市議会基本条例については、9人の委員をもって構成する上天草市議会基本条例検討特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることにいたしたいと思っておりますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、本件については9人の委員をもって構成する上天草市議会基本条例検討特別委員会を設置し、これに付託の上、閉会中の継続審査とすることに決定いたしました。

それではお諮りいたします。ただいま設置された上天草市議会基本条例検討特別委員会の委員の選任については、委員会条例第8条第1項の規定に基づき、総務常任委員会より桑原千知君、

園田一博君、小西涼司君を。経済建設常任委員会より北垣潮君、川口望君、平田晶子君を。文教厚生常任委員会より田中万里君、島田光久君、西本輝幸君、以上の9人に私、議長がオブザーバーとして加わり、指名いたしたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（堀江 隆臣君） 御異議なしと認めます。よって、ただいま指名いたしました10人の諸君を上天草市議会基本条例検討特別委員会委員に選任することに決定いたしました。

それでは、上天草市議会基本条例検討特別委員会の正副委員長を報告いたします。委員長に北垣潮君、副委員長に園田一博君でございます。

以上で本定例会に提出された議案は全部終了いたしました。

これもちまして、議事を閉じ、平成21年第4回上天草市議会定例会を閉会いたします。

閉会 午後 0時13分